

# e-Discovery米国判例の紹介 2013,2014年

東京工業大学 金子宏直

第三回法務・監査分科会  
研究会配布資料(一部改訂)

# 米国におけるソーシャルメディア

- 主なもの

- Facebook
- Flickr
- Google+
- Instagram
- LinkedIn
- MySpace
- Pinterest
- SnapChat
- Tumblr
- Twitter
- Yammer
- YouTube

図表省略

ユーザー数動向については、  
参考:Pew Research Center, Social Media Update 2013

サービスの特徴に応じて  
(メッセージ、写真等)ユーザーが選択

## 総務省情報通信政策研究所「平成25年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」(平成26年9月)

- 図表省略
- 月別の利用動向 (図4-1-2 ソーシャルメディアの利用 (サービス毎 全体))
  - 米国 (前ページ資料) と比較すると
  - LINE (韓国日本) が多い特徴
- ユーザー年齢構成(図4-1-1 ソーシャルメディアの利用割合 (全体・年齢別) )
  - 米国の方がシニア世代の利用が多いか

## PAINTER v. ATWOOD,

No. 12-cv-1215, 2014 WL 1089694 (D. Nev. March 18, 2014).

### – 控訴審(912 F.Supp.2d 962)

- (ただし争点はe-discoveryの処分ではなく、差別禁止法の適用事業者か否か)

### – 事案：

- 歯科病院に勤務していた女性が退職を余儀なくされたこととハラスメントを理由とした訴訟
- 原告がFacebookにアップロードした写真と文章の削除がspoilationに該当するか

### – 結論：

- 原告側弁護士は相談を受けた時点でFacebook等を削除しないように指示すべき
- 原告が一部コンテンツを削除したことが保存義務に違反

### – 制裁：不利な事実の推定

# 弁護士倫理との関係

- (1) ニューヨーク州弁護士会(Guideline 2014)
  - 最近の詳細なもの
- (2) オレゴン州弁護士会(見解2005)
  - 初期のもの
- (3) サンディエゴ郡弁護士会(見解2011)

# NYSBA Guideline 2014

- **No. 3.A: ソーシャルメディアの公開情報の閲覧について**
  - 公開されている情報については、相手方が弁護士に代理されていても、いなくても調査することはできる
  - 相手方が弁護士に代理されている場合に、**Social Media**の閲覧追跡の機能により、意図せずに相手方との接触をもったことになる危険性がある

# NYSBA Guideline 2014

- **No. 3.B:** 弁護士に代理されている当事者のソーシャルメディアの非公開情報を閲覧するために連絡すること
  - 弁護士がついていない当事者の非公開情報にアクセスする場合には、匿名で行うべきではない

# NYSBA Guideline 2014

- **No. 3.C:** 弁護士に代理されている当事者のソーシャルメディアの非公開情報を閲覧すること
  - 弁護士に依頼している相手方の非公開情報には、相手方の明確な同意がなければ行ってはならない



## (2)オレゴン州弁護士会

- 相手方のWEBサイトの閲覧等に関する回答  
(FORMAL OPINION NO. 2005-164)
- Oregon R.P.C. 4.2との関係
  - 相手方弁護士の同意を得た場合
  - 法律もしくはは裁判所の命令に基づく場合
  - 相手方（並びに弁護士）への告知を送付することを書面により合意した場合
- 分かりやすい例え
- 「公開のWEBサイトは書籍と同等に扱う」
  - （相手方の出版した書籍を読んでも弁護士倫理に抵触しないのと同様）

### (3) サンディエゴ郡弁護士会

- Facebookを利用した情報収集に関する回答  
(S.D.C.B.A. Legal Ethics Opinion 2011-2)
- 
- N.Y.S.B.A. Guideline 2014と同様立場

第三者が保持する情報の開示要求

# SCAとの関係

# SCA(Stored Communication Act)

- 1986年制定
- ECPA(Electronic Communications Privacy Act)
  - 関連条文 (18 U.S.C. § 2701,18 U.S.C. § 2711(1),18 U.S.C. § 2510(8))
  - プロバイダによるユーザーの交信内容の開示を禁止
  - 電子的に保存されている個人や企業の交信の漏洩の禁止
  - 電話から、電子メールそしてソーシャルメディアを含む
  - 鍵となる概念「交信内容」
  - 全てが含まれるわけではない
  - 交信のテーマ、目的、意味
    - 逆に、これら以外は禁止の範囲に含まれない可能性

# Optiver v. TIBRA

No. C 12–80242, 2013WL 256771 (N.D. Cal. Jan 23, 2013).

- 原告が被告従業員の**Gmail**のうち特定の語 (“PGP”, ”Optiver”)を含むものの開示請求に対し被告が異議申立
  - 既に外国（オーストラリア）で**TIBRA**が**Optiver**のソースコードを盗取した証拠を破棄した認定
- 争点：
  - **SCA**により開示が制限されるか
  - **SCA**の開示禁止の対象は広範囲
  - **Gmail**の開示について
    - 内容の開示は棄却
    - 内容に係わらない記録（発信者、受信者等）の開示認容

Ehling v. Monmouth-Ocean Hospital Service Corp.,  
No. 2:11-cv-3305 (WMJ) (D.N.J. Aug. 20, 2013).

- **SCAはFacebookの投稿(wall post)にも適用**
  - 雇用主が従業者の**Facebook**を閲覧することは可能
  - 従業者が「友達」以外に非公開（プライバシー）設定をしている内容
  - 閲覧することは**SCA**に抵触する

忌避事由との関係

# 裁判官の中立性

# Youkers v. State

400 S.W.3d 200 (Tex. App.-Dallas May 15, 2013).

- 裁判官の中立性との関係
  - － 妊娠中の彼女に暴行を加え 8 年の有罪判決
  - － 向精神薬使用を理由とした生活扶助取消決定に対する不服申立手続のなかで
- 裁判官が被害者の家族と **Facebook** 「友達」
  - － 当該刑事事件審理中に家族から裁判官に連絡
  - － 裁判官から違法行為になると注意
    - 裁判所記録にコピーを保存
    - 倫理審査を受ける
- 忌避事由に該当しない



# Youkers v. State

400 S.W.3d 200 (Tex. App.-Dallas May 15, 2013).

- ABA(American Bar Association) Formal Opinion 462 (February 21, 2013), *Judge's Use of Electronic Social Networking Media*
  - ソーシャルメディアの利用を禁止するものではない
  - 中立性を確保すること
  - 各州の倫理規定に従って判断されることになる

ハラスメント以外の労働差別類型

**ADA**

# ADA

- ADA(American Disabilities Act)
  - 42 U.S.C. § § 12102以下
- 違反の事例
  - 障害者差別の一般的な禁止を定める制定法
  - 認知症などを含む
  - 今後、高齢者事例等も含むようになるか？

# Pillay v. Millard Refrigerated Serv., Inc.

No. 09 C 5725.,2013 WL 2251727 (N.D. Ill. May 22, 2013).

- 公正雇用機会委員会(**EEOC**)に不当解雇の申立
  - 労働マネジメントシステム(LMS)
  - 定期的に自動的に削除される
- 自動削除されるシステムでも労災前後の記録は重要で訴訟が予測される時点で保存すべき
  - 制裁：不利な事実の推定